

令和4年3月22日(火) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
〃	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
〃	柏木 洋志		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程(第2号)案について
- (2) 議案等の取扱いについて
- (3) 令和4年度中の各委員会等の行政視察及び議員派遣等について

2. 議会基本条例の点検について

午前9時59分開議

○【高柳貴美代委員長】 おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。桜がもう少しで咲きそうな、開花を予定していた朝、このような寒い朝を迎えたところでございます。今、市長との雑談の中で、さくらフェスティバルにちょうど合うように今日の寒さがあったのかなんていうふうなお話をしたところでございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 まず、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。着座のまま失礼させていただきます。

大変寒い朝でございますが、皆様方には御多用中にもかかわらず、御参集を賜り、誠にありがとうございます。今、委員長から桜の開花が私どものさくらフェスティバルに合わせてというようなことでございましたけど、春の三寒四温とは言いますが、非常に気温の変化が激しい中、お互いさま体調管理には十分気をつけながら、明後日の最終本会議を迎えたいと思いますので、よろしく願いを申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 議長、ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は、最終本会議へ向けて議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。本定例会におきましても新型コロナウイルス対策への対応として、定例会本会議、予算特別委員会、各常任委員会の運営について御配慮を頂きました。本当にありがとうございました。引き続き、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいります。

さて、案件の説明に入ります前に、今回、議案の不備について、一言おわびを申し上げたいと存じます。第1号議案くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案の一部に誤りがございました。既に議員の皆様には訂正したものを配付させていただいておりますが、大変御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないよう細心の注意を払っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、追加提出案件について御説明申し上げます。2月18日の議会運営委員会で準備が整い次第、提出させていただくこととしておりました人事案件ですが、国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についてと3件の国立市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての計4件の人事案件を追加提出させていただきました。

また、新型コロナウイルスに伴う市民生活を支えるための事業予算として、令和4年度一般会計補正予算（第1号）案を追加提出させていただきました。この補正予算案は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を令和4年6月末まで延長することに伴う予算と、自宅待機者等生活支援事業の食料パッケージに関する予算の増額分を計上しております。お取扱いのほどよろしくお願い申し上げます。

次に、国会に提案中の地方税法等の一部を改正する法律の関連部分の改正に係る国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、現在、当該法案が国会で審議されており、最終本会議までに追加提出させていただくのは難しい状況となっております。そのため、4月1日の施行を要する部分につきましては、専決処分を取扱いにさせていただきたいと思っております。

最後に、この間の市提出議案の審議に当たり、市議会におかれましては、特段の御配慮を頂きましたこと、重ねて感謝申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題 1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第 2 号）案について

○【高柳貴美代委員長】 議題 1、最終本会議の議事運営について。(1)議事日程（第 2 号）案について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程について御説明を申し上げます。

お手元に御配付いたしました令和 4 年第 1 回定例会議事日程（第 2 号）を御覧願います。市長提出議案が諮問も含めまして 23 件、議員提出議案が 2 件、陳情が 10 件で計 35 件でございます。議事日程の登載順序は、おおむね前例に倣い登載を致しております。

日程第 1、第 1 号議案くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案の訂正についてにつきましては、3 月 10 日付で市長より議案の訂正について提出がございましたので、当該議案の前に登載をしたものでございます。

日程第 20、第 21 号議案令和 4 年度国立市一般会計補正予算（第 1 号）案から日程第 24、第 25 号議案国立市人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの 5 件につきましては、追加提案をされたものでございます。

日程第 31、議員提出第 2 号議案デフリンピック 2025 東京開催を求める意見書案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、関連する陳情の次に登載を致しております。

日程第 36、議員提出第 3 号議案検疫法をはじめ国内法を在日米軍に適用するため、日米地位協定の改定を求める意見書案につきましては、所定の手続により提出されたものでございますので、前例に倣い登載いたしております。議事日程（第 2 号）案につきましては、以上のとおりでございます。最終本会議の日程と併せて御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(2) 議案等の取扱いについて

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案等の取扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。

日程第 1、第 1 号議案の訂正につきましては、その承認をお諮りすることになります。なお、付託先の福祉保険委員会では、本会議での訂正承認を前提に審査を致しております。

日程第 14、第 16 号議案令和 4 年度国立市一般会計予算案から日程第 18、第 20 号議案令和 4 年度国立市下水道事業会計予算案までの新年度の各会計予算案 5 件につきましては、一括議題とし、予算特別委員長の報告を受けた後、前例に倣い、質疑を省略し、直ちに各会派の代表討論に入る扱いとなります。

す。その順序につきましては、お手元に御配付してございます各会計予算案に対する会派代表討論発言順表のとおり、議長が順次指名することとなります。持ち時間につきましては、先例に倣いまして、1人会派は5分、2人以上の会派は10分でございます。採決につきましては、別個採決の扱いとなります。

日程第19、諮問第1号審査請求に関する諮問についてにつきましては、付託先の総務文教委員会より、異議ない旨答申すべきものと決定したとの委員会審査報告書が提出されております。委員長報告及びそれに対する質疑等の後、そのことをお諮りすることとなります。

日程第20、第21号議案につきましては、追加提案されたものでございますので、即決の扱いでお願いしたいと存じます。

日程第21、第22号議案から日程第24、第25号議案の4件につきましては、人事案件でございますので、先例に倣い、提案説明を行った後、質疑、委員会付託、討論は省略し、直ちに採決に入り、採決は無記名投票で行うこととなります。

日程第31、議員提出第2号議案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、先例に倣い、提案説明、質疑、委員会付託、討論は省略し、採決の扱いとなります。

日程第36、議員提出第3号議案につきましては、提案説明、質疑、討論、採決の扱いによりお願いしたいと存じます。

令和3年陳情第15号国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情につきましては、付託先の委員会で審査の結果、さらに継続審査となりましたので、先例に倣い、お手元に御配付してあります請願・陳情継続審査件名表のとおり、閉会中の継続審査とすることを諮る扱いとなります。これは議事日程には掲載しておりませんが、全日程終了後、議長が諮る扱いとなります。

市長の御挨拶にございましたが、追加予定案件とされておりました国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案につきましては、国会の審議状況等から本定例会に間に合わないので、専決処分をさせていただきたいとのことでございます。議案等の取扱いにつきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 令和4年度中の各委員会等の行政視察及び議員派遣等について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(3)令和4年度中の各委員会等の行政視察及び議員派遣等について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 最終本会議の全日程終了後に、令和4年度中の議員派遣の関係、各委員会等の行政視察及び所管事項の調査など議員の出張につきまして、議員派遣に関する会議規則などに基きまして、議長発議により会議に諮る扱いとなりますので、御了承願いたいと存じます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

皆様の御協力を頂き、議題1、最終本会議の議事運営についてを終了いたしました。市長をはじめ市当局におかれましては、退席をさせていただいて結構でございます。お疲れさまでございました。



議題2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題2、議会基本条例の点検についてに入ります。今回はスケジュール、研修、点検方法の3点について協議を行いました。スケジュールについては、9月を目途とし、遅くとも12月までに完了させること、点検方法については、バー表示を含め4段階で評価することは確認できたところでございます。

本日は、持ち帰りとなっていた研修について、引き続き協議を行いたいと思います。持ち帰り事項は3点ございました。研修は何かしら行うこと、外部講師ではなく内部の議員が講師となること、研修の内容をどうするか、の3点でございます。このことにつきまして、意見等を承ります。いかがでしょうか。青木委員。

○【青木淳子委員】 研修に関してですけれども、内部で研修を行っていくということで、今まで国立市議会として議会基本条例を1回策定して、1回点検をしているかと思います。そのときの点検のとき、私は1回目の策定のときはいなかったんですけれども、2回目のときは、私も関わらせていただきました。当時は、たしか点検部会と、もう1つが議会費検証部会を、2つつくったと思うんですね。それで話し合いを、当時、議長が委員長を務めていただいていたと思います。

その当時、点検部会に参加された方がやはり一番、いろいろと点検をするに当たって、それぞれで研修したり学んだことがありますので、その方たちに研修の責任者となっていただいていた研修を開くのはどうかなというふうに考えます。いろいろと以前のことを調べましたら、この議運のメンバーで点検部会に入っていたらっしゃる方がいらしたんですね。私自身も含めてそうなんですけど、稗田さん、藤江さん、今の議運の委員長、高柳さん、私もそうだったんです。ですので、せっかくですから、議運のメンバーで研修を開く。私としては、先輩である稗田さんや藤江さんに研修をやっていただくのが、その前も経験されていたらっしゃる、つくるときも参加されていたらっしゃるので、私はそのとき1期目だったので、訳の分からないまま参加したという記憶がありますので、やはりつくって、そしてさらに点検というところに携わってきた稗田委員や藤江委員に研修をしていただくのがいいかなというふうに考えました。その内容に関しては、その先になるかと思うんですけれども。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、青木淳子委員のほうから御提案を頂いたところでございます。以前の点検部会のときに、今の議運のメンバーの中の4人の委員が点検メンバーであったということ、その中でも稗田委員と藤江委員は作成の時点も経験をしているし、今回2回目ということで、特に議運で行うということなので、ぜひ講師となっていただいで、そのような講習をするのがよいのではないかなという御提案を頂きました。

ほかに御意見ございますか。今の御意見に対してでも結構です。どうぞ。

○【稗田美菜子委員】 まず、今の青木淳子委員からの提案は面白いなと思いながら聞いていたんですけど、策定の段階で言えば、検証をみんなですということは大事——ごめんなさい、話が前後しました。研修をするということは大切だと思うので、それを否定するわけでは全然ないんですけど、策定の段階でいくと、私自体は財政というか議会費のほうをやっていたので、議会費のことについては相当積み上げてやってきた。条例の部分については、あまり得意というか、深め方がちょっと違っ

たのであれなんですけど、可能かなと思いますので、皆さんで話し合っってそういう方向になれば、それも1つの方法かなと私も思います。

虹で話し合った中での話なんですけれども、勉強会とか研修というのは内部でやるのは、必要であればしたほうがよいでしょうという話にはなっています。ただ、時間的なスケジュールもあると思うので、どうしても入れなきゃいけないという話ではないです。必ずやらなくてはいけないということではなくて、点検に対して必要なプロセスとして入るのであれば、役に立っていくという形であれば、例えば情報共有を絶対にしなきゃいけないからということの研修であればいいと思うんですけれども、取りあえず勉強しましょうというところだったりすると、スケジュールの問題で難しければ、それは柔軟な対応でいいのかなというふうには思っています。

同時に、とはいうものの、全く今回点検も初めて、条例自体についても初めて触るという方たちもいらっしゃると思うので、勉強会とかの進め方については、もしするのであれば、もしするというか、結果的にはしたほうがいいのかということになってしまうかもしれないんですけれども、点検・評価の仕方については、議会基本条例を読んで、これができた、できないという評価の仕方をしていくのではなくて、この4年間議会でやってきたことが基本条例のどこに当てはまるかという考え方をしていくのいいのではないかという意見が交渉団体の中でありました。

つまり、議会基本条例を意識して、こういうことをやりましょうと言って4年間やってきたことよりも、4年間議会として積み上げてきたことが、議会基本条例のどれに当てはまるかという評価の仕方とか、点検の仕方がいいのではないかというような——議会でやってきたことがたくさんあります。例えばオンライン化というんですかね、については、実際に委員会や本会議で実行することはなかったんですけれども、ただ、技術的には可能だということまでは前回の議運で、全員で確認できたと思います。それは議会基本条例の中でできなかった評価ではないと思うんです。技術的に可能だということ、議会基本条例のどこに当てはまるかという考え方をしていたほうが、議会としてどれだけ進んできたかという評価につながると思うんです。基本条例を読んで、これができた、できないという評価は、どうしてもその文字にとらわれがちだと思いますので、やってきたことから、何に当てはまるか、それについてどこまで評価できるかという評価の仕方がいいであろうという意見がありました。

そうすると、これまで何を取り組んできたかということのリストアップが必要だと思いますので、もし勉強会とか学習会とか研修をするのであれば、それを各会派で発表するとか、そういう形がより点検とかに具体的につながっていく勉強会や研修会になるのかなというふうに考えています。当然、各会派で見え方とか取り組み方が違うと思いますので、ニュートラルにというか、事務的に、事務局からもリストアップは上げていただいたほうがいいかなというふうにも交渉団体の中では意見がありました。そういった具体的に見えていく見える化をしっかりとやっていきたいと思います。交渉団体の中では話しておりますので、そういう形、あとは1人会派の方が、議運の中に含まれていない方がいらっしゃいますので、何らかの形で関わっていくということを考えると、リストアップとか、そういう形というのは一定程度必要なのかなとは思ってはいるんですけれども、というような意見がありました。まとまっていないようで、すみません。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、稗田委員のほうから、勉強会をやるのであれば、今の青木淳子委員の御提案を考えてもいいのではないかというような御意見。一方で、交渉団体のほうの御意見としては、まず、それができたかできないかということ判断するのではなく、この

4年間、国立市議会でやってきたことをまずはリストアップして、それは会派ごとに出してもらおうとか、それにプラス事務局のほうでニュートラルな形でリストアップをして、そしてそれを基に評価していくというような評価方法があるのではないかなというような御意見があったということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 まずは、研修の件については、内部講師といいますか、議会でやっていくというようなことで大丈夫かと思えます。ただ、誰を講師にするか、もしくはどこというふうになるのかわかりませんが、講師をどこにするか、誰にするかというところについては、正直詰め切れていないというようなところであります。また、それに伴って何をするかというところについては、具体的に何をするかまでは詰め切れていません。ただ、一方で、研修の内容について、議会基本条例の点検をする上で共通認識を持てるようなものにするべきではないかなというような話があります。この間、策定の段階、もしくは1回目のところの段階がありました。そこに、私も含めていなかった議員もいることですし、また、全会派になるのかあれなんですけれども、点検に参加するメンバーの共通認識を持ったほうがよからうというところ、何をするかというところの趣旨的な話になりますかね、というようなところの話合いになりました。

また、点検の方法についてです。私たちは前から言っているように、条ごとになるのか、もしくはある程度のセクションごとになるのかというのはありますが、条例を見ていって、この条例でどういうことを議会でやってきたのかであるとか、そういった点検をするべきではないかなというふうな話になりました。そのような形です。

○【藤江竜三委員】 研修の在り方なんですけれども、過去に議会で所沢であったりとかを、議会というより議運だったかな、それで条例を点検しているわけですから、そういったところをもう一度振り返ってみるといのは大切なことかなというように考えています。その際に、青木委員から御提案があったように、議運のメンバーを中心に振り返っていくというのは現実的なところかなと思います。これから点検を行うのも議運のメンバーですし、それを中心に振り返りをすることによって点検がより具体的になるのではないかなと思います。具体的な点検方法については、評価シートで全体的にバーを含めてやっていくという形で進めていけば、期限内に終わるのかなというふうに考えております。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。古濱委員、何かございますか。

○【古濱薫委員】 大丈夫です。稗田委員の意見で。

○【青木淳子委員】 すみません、点検方法について、先ほどお話ししましたので。点検方法については、かなりのボリュームがあるので、1つずつやっていくと、かなり時間がかかってしまうので、まずは各会派でそれぞれ、4段階でということは決まりましたので、その4段階評価をしてきて、それを持ち寄った上で、それぞれ評価が分かれる部分に関して、ここでもう一回協議をするという方法はどうかということでもとまりました。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 まずは、各会派で4段階評価をして、そこで突き合わせて、合わないところをやっていくということによろしいですか。分かりました。

今、一巡終わりました。オブザーバーとして、議長、いかがでしょうか。今の御意見で。

○【青木健議長】 今のところ、私のほうではないです。

○【高柳貴美代委員長】 副議長。

○【藤田貴裕副議長】 私もないです。

○【高柳貴美代委員長】 今、いろいろな御意見が出てきました。まずは、研修のことということで今回お持ち帰りいただいている、稗田委員からもありましたように、何しろスケジュールが迫っておりますので、その辺のところから決めたいと思うんです。研修を行うということと、あと先ほど青木委員からありました講師の件、またその内容に関しては、稗田委員のほうから出たやり方とかは今後決めていけるかと思うんですけれども、講習を、青木委員からあったような、このメンバーの中の稗田委員と藤江委員をリーダーとしてやっていくということに関しては、御意見はいかがでしょうか。

○【柏木洋志委員】 その点については、正直なところ詰め切れておりませんので、可能であれば持ち帰らせていただきたいと思います。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。そうしますと、共産党さんのほうで持ち帰りしたいという御意見がありましたので、今出た御意見をお持ち帰りいただいて、次回の議運のときにそれを発表していただくということでよろしいでしょうか。まとめてみますと、1点目としては、研修を行うか……。暫時休憩と致します。

午前10時30分休憩



午前10時43分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

暫時休憩中により深く皆さんで協議を進めてきました結果、2点の持ち帰り事項が出てまいりました。1点目は、青木淳子委員の御提案による、議運のメンバーである稗田委員と藤江委員を講師とした勉強会を行うということ。また、2点目は、その内容に関しては、議会基本条例から評価していくというのではなくて、今までこの4年間に行ってきたことを踏まえた上で、それをまずはリストアップするなど、内容に関しては今後詰めていく必要がありますが、この4年間で行ってきたことから評価していくという。また、それを皆さんで共有するために、研修内容として、そのような研修を行っていくというのはいかがかというような御提案が出ましたので、この2点をお持ち帰りいただいて、交渉団体で話していただいて、次回お持ちいただきたいと思います。今のことを確認させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように確認させていただきます。

以上で議題2を終わります。



○【高柳貴美代委員長】 以上をもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午前10時44分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年3月22日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代